

## 会 議 議 事 録

1 会議名	第2回長岡市福祉有償運送運営協議会
2 開催日時	平成19年8月23日(木曜日) 午前10時から午前11時50分まで
3 開催場所	長岡市役所 4階 大会議室
4 出席者名	<p>(委員) 松本委員長 土屋副委員長 石川委員 野村委員 伊丹委員 杉野委員 小川委員 馬場委員 平石委員 菊池委員 西川委員 五十嵐委員</p> <p>(オブザーバ) NPO法人 夢なおか NPO法人 ドリーム NPO法人 長岡医療と福祉の里ボランティア連合会</p> <p>(事務局) 佐藤福祉総務課長ほか関係職員 羽賀福祉相談課長ほか関係職員 小村介護予防推進室長ほか関係職員 交通政策課職員</p>
5 欠席者名	浅見委員、渡辺委員、磯田委員
6 議題	<p>1 登録事項の変更について</p> <p>2 長岡市ガイドラインの改正について</p> <p>3 手続き方法及び様式類について</p> <p>4 その他</p>
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容
事務局：福祉総務課 課長補佐	<p>ただいまから、第2回長岡市福祉有償運送運営協議会を開会します。</p> <p>議題1 登録事項の変更について</p>
委員長	<p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局：福祉総務課長	<p>現在暫定措置として事務局確認とさせていただいている利用会員登録の追加について、前回協議会の後、各団体から5件の申請がございました。事務局で報告書及び添付書類により確認を行い承認しましたので報告いたします。夢なおかさんが1件、ドリームさんが2件、ボランティア联合会さんが2件です。</p> <p>それでは、団体から説明をお願いします。</p>
オブザーバ：夢なおか	<p>お一人住まいの方で、平成10年ころより腰部脊柱管狭窄症で足のしびれがあるということです。今のところ利用はなく、家族対応でがんばっています。身内の方と相談させていただき、家族が対応できないときに利用させていただきたいということで、申請をさせていただきました。以上です。よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>今の件については、よろしいでしょうか。では、1名の方を追加ということでございます。</p> <p>それでは次にドリームさんをお願いします。</p>
オブザーバ：ドリーム	<p>新規登録として2名の方を申請させていただきました。</p> <p>お一人目の方は、長年膠原病を患っていらっしゃる状態で、ステロイド剤の服用により骨が弱くなって歩行が困難な方です。また、人工肛門をつけていらっしゃるの、体調管理のため通院をしています。一人暮らしの方です。</p> <p>もう一人の方は、高齢で週2回透析に通っていらっしゃる方です。家族で送迎をしていますが、仕事の都合などでできないときに少しでもお手伝いいただきたいという要望をいただきました。越路地域の腎友会「あしたば会」で審査をして、面談のうえ私どもに依頼をいただき、申請をさせていただきました。</p>
委員長	<p>ただいまの2名の方についていかがでしょうか。</p> <p>それでは承認したいと思います。ありがとうございました。</p>
オブザーバ：ボランティア联合会	<p>ボランティア联合会からも2名の申請をさせていただきました。</p> <p>お一人目の方は、今まで送迎をしていた御家族の対応ができなくなったため依頼がありました。御本人は、加齢のための下肢の</p>

<p>委員長</p>	<p>筋力低下と心疾患があるため難儀感や負担感が見られ、不安があるため特定の運転者による対応を希望されています。</p> <p>もう一人の方は76歳の方で、今までタクシーで通院をされてきましたが、アルツハイマー型認知症の診断を受け、症状の悪化が著しくなったため、タクシー料金支払いの際にパニックに陥るようになりました。このためケアプランセンターから依頼があり、申請をさせていただきました。</p> <p>ただいまの2名の追加についてもよろしいでしょうか。</p> <p>では、承認ということで、全体で5名の会員の追加を承認いただきました。</p> <p>それでは次に、前回御説明いただいた「長岡市ガイドライン」というものが新たにできたわけですが、この改正について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>議題2 長岡市ガイドラインの改正について</p> <p>それでは資料No.2に基づいて説明をさせていただきます。先回の協議会で提示したガイドラインについて、いただいた御意見を反映して文言整理をさせていただきました。修正部分には下線が引いてあります。</p> <p>4ページの運転者講習について、(5)のイとウの「セダン等運転者講習」という文言と「イに掲げる」という文言を整理させていただきました。</p> <p>同じページの「10 運転者の管理」のところは、法律と同じ「運転者台帳」という文言にさせていただきました。</p> <p>6ページの「16 事故対応」のところでは、「事故対応責任者」という言葉を記載させていただきました。</p> <p>ガイドラインには基本的なところを整理させていただき、新法適用に対応できる内容と御理解いただきたいと思います。</p> <p>これに基づいた各種手続き及び様式類については別冊として整理させていただきましたので、ガイドラインについては基本的な部分について記載させていただいたと御理解いただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ガイドラインについて御説明いただきましたが、質問はないでしょうか。</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>それでは、引き続き手続き方法及び様式類についても御説明いただき、御質問がありましたら、またその後でお願いします。</p> <p>先ほどお示しした長岡市ガイドラインでは、長岡市における基本的なルールを記載しております。</p> <p>これから協議いただく事務手続きについては、ガイドラインの内容をより具体的に記載し、事務局、協議会及び実施団体が、どのようなときにどのような手続きが必要なのか、様式類を含めて整理をさせていただきました。</p> <p>利用会員の追加登録の取扱いについて等、昨年度の協議会において暫定措置としていくつか取り決めをしていたものを正式に記載しております。</p> <p>ガイドラインと併せて10月1日からこの手続きのとおり取扱いをさせていただきたいと思います。</p> <p>詳細については、担当から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局：福祉総務課</p>	<p>議題3 手続き方法及び様式類について</p> <p>まず、ガイドラインについて少々補足をいたします。</p> <p>運転者講習会について、前回協議会と前後して通達の改正があったので、資料と併せて事前に送付させていただきました。ガイドラインに記載すると長くなるので、この後お示しする事務手続きの別表として整理させていただきました。詳細については、後ほど説明いたします。</p> <p>運行管理者についても、法律の文言だと分かりにくいという御意見をいただいたので、同じく事務手続きの別表として整理しました。</p> <p>事故対応責任者については、登録時に事故対応責任者が分かるようにしてほしいという御意見をいただいたので、「事故対応責任者」という文言を記載し、責任者の任務として内容をガイドラインに明記しました。書類上は国から示された様式第6号に記載する「事故対応者」が該当します。</p> <p>それでは、資料No.3について、説明をさせていただきます。資料No.3-1は今まで暫定措置として運用していたものを整理して文言として記載したものになります。資料No.3-2は、文章にすると分かりにくい内容を表として整理したものです。資料No.3-3</p>

は、手続きのときには協議会や運輸支局に提出していただく各種書類のうち、長岡市独自の様式として作成したものを案として示してございます。

それでは、資料No.3-1 を御覧ください。

(以下資料による説明の概要)

#### 1 新規登録及び更新登録

新規登録及び更新登録のときに提出する書類の一覧表を作成しました。別表 1 の一覧表になります。長岡市では長岡市様式第 1 号の 1 から長岡市様式題 4 号までを独自に決めました。

長岡市様式第 1 号の車両登録簿は、法人での管理も兼ねて車両の一覧表と詳細が分かる個票を作成しました。

長岡市様式第 2 号の利用会員名簿は現在使用しているものに、介護認定と障害者手帳の等級を記載する欄と、事務局で承認した日と法人の登録日を記載する欄を設けました。

長岡市様式第 3 号の利用会員登録申請書は、現在暫定として使用しているものに事務局処理欄を設け、申請に対する結果を法人に通知する結果通知書を作成しました。協議会には添付書類を提出しませんが、状況がわかるようになっています。

長岡市様式第 4 号の運転者名簿は、運転者の資格及び受講した講習会を記載する欄と、それによってどの車両が運転できるか事務局で確認する欄を設けました。

この他は、国で定められている様式を利用するか様式が定められていないものになります。

#### 2 変更登録

現在長岡市で福祉有償運送を行っている法人が、他の市町村でも福祉有償運送を実施する場合や、過疎地有償運送を実施する場合は該当します。

当協議会で審議する内容はありますが、その旨を御報告いただきたいということです。

#### 3 登録事項変更（軽微な変更）

団体情報、旅客の範囲、車両の数及び種類ごとの数を変更しようとするときは、事務局にその旨を御報告いただき、道路運送法で定められたとおり、新潟運輸支局に 30 日以内に報告を行って

いただくということです。その際には、「自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書」及び車両を変更するときは、車両登録簿を提出していただくこととしました。

#### 4 その他の変更

運送の対価を変更するときは、道路運送法で運営協議会での合意が必要とされているので、事務局は申請があれば協議会を開催し、協議会で合意に至ったときは「様式第3号 運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を发出します。

利用会員を追加するときは、「長岡市様式第3号の1 利用会員登録申請書」を添付書類と併せて事務局に提出していただき、事務局は、客観的に移動制約者であると承認するかどうかを「長岡市様式第3号の2 利用会員登録申請結果通知書」によって通知します。承認するときは、運送主体は会員として登録を行うことができ、直後に開催される運営協議会において報告を行うこととしたいと思います。

運転者を登録しようとするときは、事前に運転者名簿と免許証の写しや講習の受講証等を事務局に提出いただき、確認の結果承認であれば、登録を行い、直後の協議会で報告をさせていただきます。

#### 5 運行状況報告

国で定められている報告義務の期間と合わせて、4月1日から翌年3月31日までの運行状況について、翌年5月31日までに報告書を事務局へ提出していただこうと思います。

様式は長岡市様式第5号から長岡市様式第7号により、鑑である「長岡市福祉有償運送運行状況報告書」、「月別運行状況概要」、「年間運行状況概要」、事故及び苦情があった場合は、国から示された「参考様式第ト号 事故の記録」、「参考様式第チ号 苦情処理簿」も添付していただき、協議会で御意見をいただきたいと思います。その他、様式は定めておりませんが福祉有償運送についての法人収支計算書を添付いただきたいと思いますと考えております。

#### 6 長岡市ガイドライン及び参考様式等対応表

ここまでに記載していないものについて、ガイドラインの項目と様式の対応表となっています。

	<p>このうち、「別表2 運転者講習会の整理」について御説明いたします。5月に、昨年の9月に国から出された通達の改正版が出されております。改正の主な内容は、法改正以前に自主研修を受講した方はこれまで定められていた講習より時間の短い「代替講習」でもいいという部分です。</p> <p>(通達の内容及び表を説明)</p> <p>なお、新潟県では新潟県社会福祉協議会が講習実施の認定を申請しているそうですが、先週の時点で新潟運輸支局に問い合わせたところ、まだ本省から認定が下りたという通知が来ないとのこと。みなし登録の法人さんは経過措置がありますのでしばらく受講の猶予がありますが、現在県内には認定講習の実施機関がないという状況です。</p> <p>続いて「別表3 運行管理責任者の要件に関する整理」です。国から示されている、事務所ごとに管理する車両の台数により必要な運行管理者の人数と運行管理者の資格要件をまとめたものです。なお、法人内全ての車両数ではなく、一か所の事務所で管理する車両数とそれに応じて必要な運行管理責任者の人数となります。</p> <p>(資料を説明)</p> <p>これまでに事業用自動車の運行管理を行ったことのない方が運行管理者になろうとするときは、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する基礎講習を受講する方法のみと聞いております。</p> <p>続いて、「別表4 自動車事故報告規則に関する整理」についてです。</p> <p>(資料を説明)</p> <p>以上のように法律に報告義務が定められておりますが、もし事故が起こった場合は、軽微なものでも事務局に御連絡いただきたいと思っております。</p> <p>長くなりましたが、説明は以上とさせていただきます。</p> <p>委員長</p> <p>ありがとうございました。御理解いただけたと思っておりますが、御意見や御質問がありましたら、どうぞ。</p> <p>委員</p> <p>様式が大変整ってきてよかったと思っております。確認ですが、長岡市様式第2号の利用会員名簿について、事務局でまず確認をする、とガイドラインに載っておりますが、この確認をした</p>
--	--

<p>事務局：福祉総務課</p>	<p>日が「承認日」ということでしょうか。</p> <p>事務局で確認を行い承認した日付が「承認日」です。</p> <p>例えば、月の途中で承認したけれど法人さんが翌月の月初から登録するときは「登録日」が異なる日付になる場合もあるということです。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、これまでに事務局に申請があったけれども却下した事例はありましたか。</p>
<p>事務局：福祉総務課</p>	<p>現在まではありません。</p>
<p>委員</p>	<p>基本的質問で恐縮ですが、今後対象者とならない方の申請が出てくる場合もあろうかと思えます。そういう場合は、運営協議会の場にも出てくるのでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>今のものを整理すると、新規に申請をするときと、変更の申請をするときと二種類あると御理解ください。</p> <p>新規に申請いただくときと更新登録をしていただくときは、いったん事務局で確認をさせていただいて、他の事項と一緒に協議会にかけさせていただくこととなります。</p> <p>登録期間中にその他の変更として追加を行うときは、数が少ないので協議会を省略させていただいて、前例のあるものについては事務局で判断をさせていただき、その中で新しい事例や疑義の生じる事例は協議会で協議いただくということもあろうかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>それで結構でございます。事務局で明らかに不適合という判断がなされた場合はこの場にはあがってこないということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>ボランティアのみなさん大変でございますが、がんばってください。</p> <p>運行管理者の関係ですが、車両が4両までの場合は、運行管理者と安全運転管理者の2名が必要ということですか。</p>



事務局：福祉総務課	「いずれか」ですので、運行管理者でも安全運転管理者でも資格がなくてもいいので1名必要だということです。
委員	<p>自家用有償運送は5両以上だと運行管理者の義務付けがありますね。</p> <p>タクシーは5両未満でも必ず運行管理者が必要で、かつ2年に1回一般講習受講の義務付けがあります。</p> <p>最近、高齢の方が高齢の方を介護しているということで、講習で1日缶詰になるよりも適性診断のほうがベターだと思います。新潟県トラック協会の中にある自動車事故対策センターで3年に1回全員が受けなさいというのが我々の義務付けです。視力、ブレーキの速度等技術的な資料が送られてきます。</p> <p>いくつか種類がありますが、一般の適性診断だと安くできるし、長岡でも月2回ほど行われています。事業者は当然のようにやっていますし、義務があります。このような実務的なもののほうがよいのではないかと思いますし、ドライバーの意識も高まるのではないかと思います。</p>
副委員長	その気持ちはよく分かりますが、講習は国で決められたものなので、御承知いただきたいと思います。適性診断は努力義務として実施してはどうかという御提案です。
委員長	適性診断があるという情報提供として、NPOの方御承知ください。
委員	<p>事故対応と苦情対応の報告書がありますが、どの範囲の苦情を報告したらよいか、基本的なラインを押さえてらよいのではと感じました。</p> <p>もう1点は、運転者は福祉有償運送の運転者だと分かるようなものを携帯して業務に携わっているのでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>苦情処理は、基本的には利用者からの申し出があつて運行日誌等に記載したものを書き出してもらいたいということです。</p> <p>重大なもの以外についても、事業主体の質向上という意味も含めて御報告いただければと思います。</p> <p>細かく線を引くのは難しいので、どれが苦情なのか申し出なの</p>

<p>事務局：福祉総務課</p>	<p>か見極めていただいて、苦情と判断されたものについては御報告          いただきたいと思ひます。</p> <p>運転者証については、改正道路運送法によって携帯が義務付け          られました。法人の長が発行し、事業者の名称、運転者の氏名、          運転免許の有効期限、資格や講習会等の受講情報等を記載し、写          真を貼るものになっています。国から参考様式が示されており、          既にみなさん作成して携帯いただいていると聞いております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>我々も苦情処理には大変苦勞しております。どこまでが苦情な          のかは主観的なものなので、基準を作るのは大変難しいです。</p> <p>事故であれば軽微なものでも必ず御報告いただきたいですが、          運営協議会に苦情が来たものでなく当事者に来た苦情を事故と          同じレベルで運営協議会に報告というのは難しいと思ひます。</p>
<p>委員</p>	<p>私もある特養で苦情処理を見ている。皆さんが一番よく御存          知だと思ひますが、本当にすごいです。それを吸い上げて回答し          て、苦情処理委員会でもんで、理事会に出します。</p> <p>処理に非常に手間がかかるので事業者も億劫になる部分があ          りますが、非常に大事なことだと思ひます。来たものを全て受け          入れるという姿勢が苦情処理の第一歩だと思ひます。それを記録          するのも大切なところだと思ひます。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>対外的には大きなものでなければ公表することはありません          が、ここに持ち寄って問題点を改善し、資質向上のためにも、あ          る程度のもは顛末や対応も含めて御報告いただければと思ひ          ます。</p>
<p>委員</p>	<p>利用されている方は、苦情をどこに持っていったらいいか分か          らないのが現状です。事務局に苦情の受け皿を置いていただくの          が大事だと考えます。</p> <p>それから、障害になってから障害者手帳が出るまでの期間が1          か月から2か月かかるので、利用者申請の中に障害者手帳を申請          中という欄も必要ではないでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>書類には、欄を設けずに「申請中」と記載してもらってはどう</p>

<p>委員</p>	<p>でしょうか。結果的には、障害者手帳が交付されたり、介護認定を受けた段階で登録ということになると思います。</p> <p>先日、群馬県の太田市で規定を無視して実施しているNPOがあったということです。</p> <p>新しく登録するときは協議会でチェックを行いますが、申請した後のチェック機能についてどのように考えたらよいのでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ガイドラインの「18 運送条件の確保」に「運送主体において利用会員、運転者の登録、運行管理等が適切に行われているかについて、監査を行うことができる」という規定がございます。</p> <p>国が行うものについてはまた別として、協議会としては事務局が代行させていただくことになると思いますが、報告いただいたときに疑問があった際や定期的に訪問した際に監査を行うことができますので、適正な運用を図るよう指導を行いたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>群馬の実例は、タクシーより安いという理論で法人が決められた料金の倍くらいの料金を利用者に請求していたということです。利用者は何とかお願いしたいので泣き寝入りをしていました。</p> <p>利用者は非常に弱い立場なので、弱者のためにいい方向でチェックできる仕組みを作るよう御提案申し上げたいと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>私どもも監査をかねて事業者に状況をお聞きしたいと思えますし、変更の届けがあったときなども、間違いのないように指導していきたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>運行状況報告の添付書類に「法人収支計算書（福祉有償運送に係るもの）」とありますが、福祉有償運送に係る収支計算をしていただくのは非常に難しいと思います。</p> <p>収入は料金収入で分かりますが、支出、特に人件費等についてはNPOさんがさまざまな事業の一部として福祉有償運送を実施している場合は、厳密には難しいのではないのでしょうか。</p> <p>収支報告をしていただくときは、「(福祉有償運送に係るもの)」</p>

委員	<p>という部分をとるか、収支計算書自体をなくしてしまうかどちらかがよいと思います。今のものは中途半端な気がいたします。</p> <p>私どもの場合は事業の数が非常に多いので、「(福祉有償運送に係るもの)」を省くと、皆さんに見ていただいたときにどれがこの事業に関わるものが拾い出すのが大変なのではないでしょうか。</p>
委員	<p>これまでの報告でも、「実質的には赤字です」というように、きちんとしたものではなかったなので、それであれば一切なくしてしまってもよいのではないかと思います。</p>
委員	<p>NPO法人は赤字が当たり前だと思います。そういうなかでボランティアとして一生懸命やっているということを見なさんに見ていただくためにも、収支決算書というのは大事だと思います。</p>
委員	<p>法人としての収支決算は当然作られると思いますが、料金体系さえしっかり明示されていれば、運営協議会における収支決算は必要ないと理解していますがいかがでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>運輸支局に出す必要はありません。</p> <p>事務局では事業者のおおまかな収支状況や、収入金額と運行の月報が合っていることを確認できればよいと考えております。</p> <p>必ず全部ということでも、福祉有償運送だけということでもなく、今あるもので参考として現状を確認できるものをいただきたいと御理解をお願いします。</p> <p>法人内部で承認されたものであれば結構です。</p>
副委員長	<p>収入として料金と運行回数がきちんとされているか分かることが大事で、無理に支出を考える必要はないと思います。</p>
委員	<p>ボランティアというのは赤字だろうと思います。</p> <p>これだけの書類を毎月出すのは大変だと思います。タクシー会社の方は専門の事務員さんがいらっしゃるでしょうが、少ない人数でやっているNPOさんはそれだけで疲労してしまうのでは</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ないでしょうか。とにかく事務手続きがものすごく多いということを感じています。どこか削ることができればいいと感じます。</p> <p>もう一点は、過疎地有償運送について、長岡の状況はどうなっているのでしょうか。福祉有償運送は利用者を限っていますが、過疎地はそこに住んでいらっしゃる方が対象だと思います。利用者が重なることはないのでしょうか。相互関係はうまくいくのでしょうか。どこかで協議されるのでしょうか。</p> <p>書類については、必要最低限ということで御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>過疎地有償運送については、対象者が違うものと御理解ください。福祉有償運送が過疎地に入ってはいけないということではありません。</p>
<p>委員長</p>	<p>長岡市では、現在過疎地有償運送は存在しないということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>一番近いところでは富山県の黒部でやっています。交通機関がなく冬は積雪が多い、いわゆる過疎指定されているところは、福祉有償運送とまったく別の過疎地有償運送運営協議会を立ち上げてやっていますので、重ならずやっています。</p>
<p>副委員長</p>	<p>路線バスは行政が多額の補助をしてやっています。</p> <p>現に山古志にバスがないということで、現在タクシー協会が市と話し合いをして相当の補助をもらってやっています。</p> <p>過疎地だから半額でいいということになりますと、タクシーがだめになります。公共輸送とボランティアははっきりすみわけをしないと交通の問題を整理できません。</p> <p>行政が多額の補助をしていて、我々もそれに協力していますから、過疎地と福祉はまったく別の問題として考えるべきです。長岡市は自治体が非常に手を出していますから、本当の意味で過疎地はないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今のことは、まず前回お話しした有償無償をはっきりするという面で解決しなければなりません。</p> <p>前回からの繰り返しになりますが、社会福祉協議会さんが廃止</p>

委員	<p>されてから、多くの方が現実問題として非常に困っています。バスやタクシーが安く利用できても高齢の方や障害の方は利用しにくいです。</p> <p>この有償の協議会はよくわかりましたのでこれでいいと思います。今後、困っている人たちを手助けするための無償の体制を早く整える方向で行政に考えていただきたいということです。</p> <p>先ほど委員のおっしゃった監査のあり方はもっと重く受け止めるべきです。</p> <p>タクシー業界にもアウトローがいて、この部分については我々も非常に悩んでいるところです。こういう人たちをいかにチェックするかが行政の重要な仕事だと思います。</p> <p>ですから、「監査することができる」という一行でいいのでしょうか。定期的な監査の時期などの具体的な一行を入れていただいて、しっかりチェックを行っていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>長岡市の社会福祉協議会について御説明があると聞いています。</p>
委員	<p>社会福祉協議会のボランティア銀行は、法律の重点指導期間までは1時間 300円とガソリン代の有償ボランティアでやっていましたが、法律が適用になって線を引かれた形になりました。そこを埋めるのが非常に難しい状況です。</p> <p>現在は、無償ボランティアとして新しい制度を立ち上げましたが、いったん組織が壊れた部分をなかなか埋められないという現実があります。したがって、行政も社会福祉協議会とよく話し合っただけでは考えなければなりません。</p> <p>しかし、これから高齢化社会が進展すると、過疎地では運転する方がいないという問題もあります。長岡市だけでできる問題ではないような気もいたしますので、国を挙げてこの問題を考えなければならぬと思います。</p> <p>我々も努力してまいります。国にも努力していただきたいと思っております。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>協議会による監査については、法的に義務付けられていません。この登録は2年又は3年で更新が必要ですので、そのときに</p>

	<p>再審査を行い、きちんとチェックがかかると考えています。</p> <p>会計監査のように定期的なイメージではなく、適正に運用されるよう指導又は情報の共有を行うという位置づけで、年に1回くらいは訪問して情報収集を行いたいと思っております。</p> <p>社会福祉協議会については、全て廃止になったわけではなく、現在もかなりの数の実績がございます。合併地域と以前は実施していたが現在なくなってしまった地域では、特に重点的に運転手を募集しているところですので、今後も社会福祉協議会と連携しながらやっていきたいと思っております。</p> <p>それから、長岡市が事業主体となり社会福祉協議会に委託をして運行しているハート・カーについて御報告です。これまで旧法80条の許可を得てみなし登録事業者として運行していましたが、1km10円のガソリン代は実費相当として扱い有償と解さない、という付帯決議が適用になり、4月1日からみなし登録を取り下げて無償扱いとして運行しております。</p> <p>社会福祉協議会も無償扱いの方向も模索していきたいと思っております。ただ、公にやることですので事故防止については、有償運送に準じた形で安全安心を確保していきたいと考えております。</p> <p>今後も移動制約者は増えていきます。さまざまな工夫をしながら拡充していきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思っております。</p> <p>本来ならば、この協議会が先行するのではなく今のお話が先だと思います。社会福祉協議会については、200人から300人いたものが数十名になってしまい、一度壊れてしまったものを再構築するには大変な力があると思っております。毎日の生活に困っている方が相当いらっしゃると思いますので早急をお願いしたいと思います。</p> <p>有償はこれで組織が整ったのでけりをつけて、昨年来実費は無償というガイドラインがでていますので、早くこの方向で組織化をお願いしたいところでございます。</p>
委員	
委員長	<p>オブザーバの方は何か御意見ございますか。</p>
オブザーバ：ドリーム	<p>ここにいる3団体はみんなのために一生懸命やっている団体です。収支報告や監査もいつでもお受けします。</p>
	<p>福祉有償運送だけが先行している状況で、私たちNPOの当初</p>

<p>委員長</p> <p>事務局：福祉総務課長</p> <p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>の設立の主旨である困っているお年寄りを助けようという目的とは少し違った方向に歩み始めたという気がします。このような経過の中で私たちも1名の方を送迎することができなくなりました。長岡市におかれましても、現実困っている方について、もっとお考えいただければと思います。</p> <p>それから、タクシー業界さんもタクシー協会として、困っていらっしゃる方を送るシステムを作られて、言うことを言われるのであれば仕方ないと思います。</p> <p>お年寄りの一人住まいで透析患者の方が本当に困っておられます。私どもはこの法律に則ってやっているの、間違った方向には行きません。このような団体がこの3つの他にも増えるよう希望します。</p> <p>先ほどタクシー業界が山古志で行っている事業には補助ができるというお話がありました。NPOも独立行政法人から車両購入の補助が140万円ありましたし、この先行政が補助を出すということも考えられます。ただ収入というだけではないので、収支決算については今後もきちんとお見せしたいと思います。</p> <p>では、これをもちまして協議会の議題を終了させていただきます。事務局何かありますでしょうか。</p> <p>次回以降の協議会は、新たな申請がなければ当面開催の予定はないと御承知いただければと思います。</p> <p>長時間にわたりどうもありがとうございました。 本日はこれをもちまして終了させていただきます。</p>
<p>8 会議資料</p>	<p>別添のとおり</p>